

第4 障がい福祉サービス等の数値目標

本計画において、必要なサービスの量を見込むにあたっては、障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点等の整備」や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するために、令和8年度を目標年度として「障がい福祉サービス等」と「地域生活支援事業」のそれぞれのサービスごとに目標値を設定します。

※ 目標数値は実績を基に算出した数値であり、サービスの利用を制限するものではありません。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等への移行者数を見込み、そのうえで令和8年度末における地域生活への移行者の数値目標を設定します。ただし、施設入所の支援を受けなければ生活できない利用者もいることから、実情に沿ったサービスが継続できるよう、目標を設定します。

・施設入所者の地域生活への移行者数

項目	数値	考え方
施設入所者数	12人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末までの地域生活移行者数 ^{※1}	0人	令和4年度末の施設入所者数のうち、グループホームや自宅へ移行する者の数
令和8年度末までの減少見込み数 ^{※2}	0人	令和4年度末の施設入所者数からの減少見込み数

※1 指針では令和4年度末の施設入所者の6%以上の移行が基本

※2 指針では令和4年度末の施設入所者から1.6%以上の減少が基本

※ 利用者の高齢化・重症化を背景とした目標設定

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの程度によらず地域で支える環境を整備するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが基本とされ、北網圏域では、北海道が実施する精神障がい者地域生活支援事業として設置される北網圏域地域生活移行支援協議会において協議を行っており、本町も協議会の構成員として参画しています。また、小清水町地域自立支援協議会に協議の場を設置します。

・市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置と地域への移行

項 目	数 値	考 え 方
協議の場の設置	圏域:1 か所 町: 1 か所	保健・福祉関係者、医療関係者は精神科医療に携わる関係者等
令和8年度末の1年以上の入院患者数 ^{※1}	0 人	精神病床における1年以上入院患者数

※1 指針では令和8年度末の精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年時点91.0%以上が基本

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、親元からの自立や地域移行等の相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応等、地域での生活を支える体制について、斜網地域（1市4町）での面的な整備を図り、地域での生活を広域で支える拠点を整備します。

・地域生活支援拠点の整備

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点の整備	1 か所	1市4町による広域整備 (網走市、大空町、斜里町、清里町、小清水町)

※ 指針では令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の設置

※ 機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することが基本

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度末までに一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

・福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	数 値	考 え 方
一般就労移行者数【実績】	0 人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
一般就労移行者数【目標】	1 人	令和8年度末までに一般就労する者の数

※ 指針では令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が基本

(5) 就労移行支援事業からの一般就労移行者数

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業における令和8年度末までに一般就労へ移行する者について、数値目標を設定します。

・各事業の一般就労移行者数

項目	数値	考え方
就労移行支援事業所【実績】	0人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
就労移行支援事業所【目標】	1人	令和8年度末までに一般就労する者の数

※ 指針では令和3年度実績の1.31倍が基本

項目	数値	考え方
就労継続支援A型事業【実績】	0人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
就労継続支援A型事業【目標】	1人	令和8年度末までに一般就労する者の数

※ 指針では令和3年度実績の1.29倍が基本

項目	数値	考え方
就労継続支援B型事業【実績】	0人	令和3年度の一般就労への移行者数実績
就労継続支援B型事業【目標】	1人	令和8年度末までに一般就労する者の数

※ 指針では令和3年度実績の1.28倍が基本

(6) 障がい者就労支援事業所等の整備

障がいのある人が町内で安心して暮らせるように、就労の受け皿と体制の構築に向け、関係機関等との連携により、障がい者就労支援事業所等の整備を図ります。

・障がい者就労支援事業所の整備

項目	設置の有無	考え方
障がい者等就労支援事業所 エゾモモンガ	令和元年度	小清水町社会福祉協議会を主体として、事業所を整備
地域活動支援センターエゾモモンガ	令和2年度	小清水町社会福祉協議会を主体として、事業所を整備
就労継続支援B型事業エゾモモンガ	令和3年度	小清水町社会福祉協議会を主体として、事業所を整備

(7) 相談支援体制の充実と強化等

基幹相談支援センターを広域（斜網地域：1市4町）で設置し、障がいの種別に応じた総合的・専門的な相談支援を行い、対応が困難と判断されるケースにおいては、より専門的な相談支援を行います。また、地域の相談支援事業者に対する専門的指導や助言のほか、地域内の関係機関との連携強化を図り、虐待防止・権利擁護に関わる対応など、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を整備します。

・基幹相談支援センターの設置

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所	1市4町による広域設置 (網走市、大空町、斜里町、清里町、小清水町)

(8) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センター（以下「センター」という。）を中心とした地域支援体制の構築や、医療的ニーズへの対応、医療的ケア児支援のための保健・医療・保健福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、検討を進めます。

・センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

項目	設置等の有無	考え方
センターの設置	—	センター及び付随する保育所等訪問支援体制の検討を進めつつ、現行の児童発達支援事業（斜里地域子ども通園センター）を身近な療育の場として活用
保育所等訪問支援の充実	—	

※ 指針では令和5年度末までに少なくとも1か所以上のセンター設置及び体制の構築が基本であるが、市町村単独設置が困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない。

・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（以下「重症支援事業所」という。）及び放課後等デイサービス事業所（以下「放課後デイ事業所」という。）の確保

項目	設置等の有無	考え方
重症支援事業所の確保	—	現行の児童発達支援事業（斜里地域子ども通園センター）を身近な療育の場として活用しつつ、重症支援事業所及び放課後デイ事業所の確保について検討
放課後デイ事業所の確保 (令和5年度末)	1か所	

※ 指針では令和5年度末までに少なくとも1か所以上確保することが基本であるが、市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項 目	設置等の有無	考 え 方
協議の場の設置 コーディネーターの配置	—	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・保健福祉・保育・教育等の関係機関の連携促進を図ります。各都道府県・各圏域・各市町村それぞれの設置が基本ですが、北海道が関与した場合、各市町村単独ではなく圏域による設置が可能となるため、道の動向を注視

※ 医療的ケアとは、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為（痰の吸引や経管栄養の注入など）のことで、医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児のことをいいます。

※ 指針では令和5年度末までの設置が基本

第5 障がい福祉サービス等の必要な見込み量

現在の利用者数等を基本として、今後3ヶ年間に必要な見込み量を設定します。

※ 目標数値は実績を基に算出した数値であり、サービスの利用を制限するものではありません。

(1) 障がい福祉サービス

①訪問系サービス

サービスの種類	サービス内容
居宅介護	自宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

現在の利用者数を基礎として、在宅障がい者のニーズや今後の利用者数の見込み数に一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して目標値を定めます。

・月間の居宅介護サービス利用量

区 分		第6期実績			第7期計画値		
		R3	R4	R5 (見込み)	R6	R7	R8
居宅介護	利用時間数 (時間/月)	17	10	10	16	16	20
	利用者数 (人)	2	1	1	2	2	3